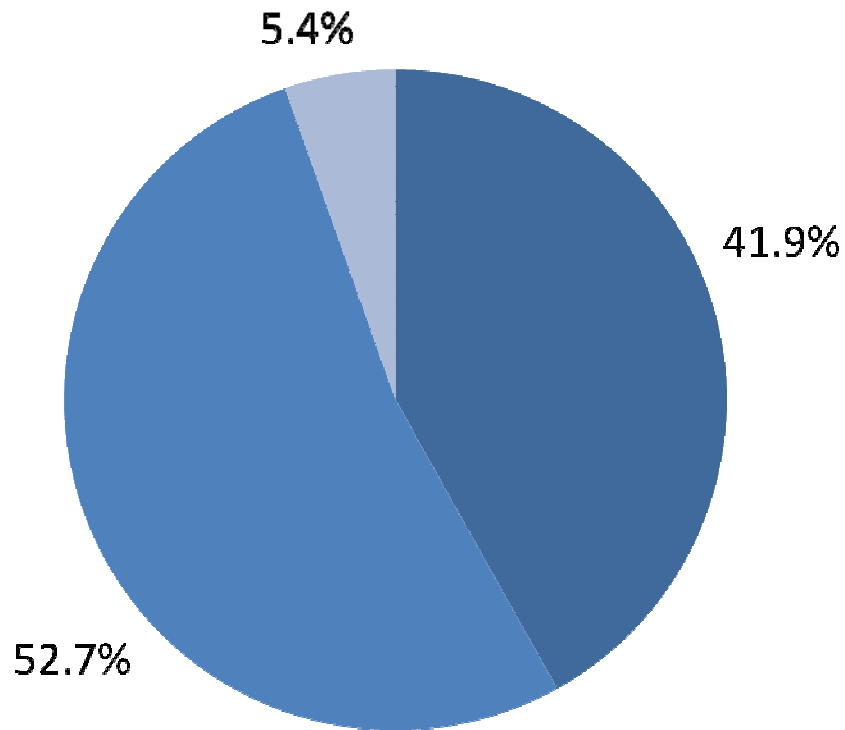


(2)グループホーム等での居宅療養管理指導の算定について

グループホームや特定施設では医師の配置がないため、居宅療養管理指導の算定が可能となっていますが、診療報酬の改定により、居住系施設については低い単価の報酬となりました。このことについてどのように考えますか。  
(1つだけ選択)

■ア. 診療報酬と同様、通常より低い報酬単価とする方がよい。 ■イ. 現行のままでよい。 ■ウ. その他



### 回答結果

回答総数: 74市

各選択肢の回答数と回答比率

ア: 31市 ⇒ 41.9%

イ: 39市 ⇒ 52.7%

ウ: 4市 ⇒ 5.4%